

# 注射用硫酸カナマイシン明治

## 【本質の説明又は製造方法】

カナマイシン硫酸塩は、*Streptomyces kanamyceticus*から産生されるアミノ配糖体抗生物質で、グラム陽性・陰性菌や一部の多剤耐性菌に強い抗菌力を示します。

## 【成分及び分量】

品名	注射用硫酸カナマイシン明治
有効成分	日局 カナマイシン硫酸塩
含量	1バイアル中 5g (力価)

## 【効能又は効果】

### 有効菌種

バクテリウム

本剤感性の次の菌種：ブドウ球菌、コリネバクテリウム、大腸菌、サルモネラ、プロテウス

### 適応症

- 牛：肺炎、気管支炎、細菌性下痢症、細菌性関節炎、乳房炎
- 豚：肺炎、細菌性下痢症
- 鶏：大腸菌症

## 【用法及び用量】

本剤は用時、注射用水を用い、1g (力価) 当たり4mLに溶解する。1日1回体重1kg当たり、カナマイシンとして下記の量を筋肉内に注射する。

牛：5～10mg (力価)

豚：10～20mg (力価)

鶏：25～50mg (力価)

溶解方法 本剤1バイアルに注射用水16mLを加えて溶解し、250mg (力価) /mLの注射液として使用して下さい。

### 1日当たりの標準投与量

種類	体重	注射液の量	力価
牛	100kg当たり	2～4mL	500～1000mg
豚	10kg当たり	0.4～0.8mL	100～200mg
鶏	1kg当たり	0.1～0.2mL	25～50mg

## 【使用上の注意】

### 「基本的事項」

#### (1) 守らなければならないこと

##### (一般的注意)

- 本剤は要指示医薬品であるので獣医師等の処方箋・指示により使用すること。
- 本剤は効能・効果において定められた適応症の治療にのみ使用すること。
- 本剤は定められた用法・用量を厳守すること。
- 本剤の使用に当たっては、適応症の治療に必要な最小限の期間の投与に止めることとし、4日以上にわたる連続投与は行わないこと。
- 本剤は「使用基準」の定めるところにより使用すること。

注意：本剤は医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第83条の4の規定に基づき上記の用法及び用量を含めて使用者が遵守すべき基準が定められた動物用医薬品ですので、牛、豚、鶏について上記の用法及び用量並びに次の使用禁止期間を遵守してください。

- 牛：食用に供するために殺する前30日間。  
又は食用に供するために搾乳する前36時間。
- 豚：食用に供するために殺する前30日間。
- 鶏：食用に供するために殺する前14日間。  
又は、食用に供する卵の産卵前10日間。

#### (取扱い及び廃棄のための注意)

- 使用済みの容器は、地方公共団体条例等に従い処分すること。
- 本剤を廃棄する際は、環境や水系を汚染しないように注意し、地方公共団体条例等に従い処分すること。
- 使用済みの注射液は、針回収用の専用容器に入れること。針回収用の容器の廃棄は、産業廃棄物収集運搬業及び産業廃棄物処分業の許可を有した業者に委託すること。
- 小児の手の届かないところに保管すること。
- 本剤の保管は直射日光、高温及び多湿を避けること。

#### (2) 使用に際して気を付けること

##### (使用者に対する注意)

- 誤って注射された者は、直ちに医師の診察を受けること。(対象動物に関する注意)
- 副作用が認められた場合には、速やかに獣医師の診察を受けること。

## 【専門的事項】

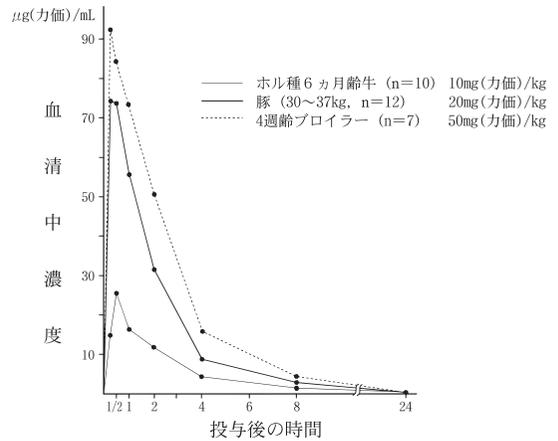
### ①重要な基本的注意

- 注射液を刺入したとき疼痛を訴えたり、血液の逆流を見た場合は直ちに針を抜き、部位を変えて注射すること。
  - 連続して使用する場合には同一部位を避けること。
  - 本剤を牛または豚に投与する場合は、頸部または耳根部に投与すること。
- ### ②相互作用
- 本剤とデキストラン、アルギン酸ナトリウム等腎障害を起す恐れのある血液代用剤との併用は腎毒性を増強することがある。
  - 本剤はクラレ様作用（神経筋接合部遮断作用）による呼吸抑制を起すことがあるので麻酔剤、筋弛緩剤との併用は慎重に行うこと。
  - 本剤とフロセミド等の利尿薬との併用により腎毒性が増強される恐れがあるので、これらの利尿薬との併用は避けることが望ましい。

## 【薬理学的情報等】

### (吸収・排泄)

本剤を250mg (力価) /mLに溶解して大腿部筋肉に注射した後の血清中濃度は下図のとおりです。



## 【包装】

注射用硫酸カナマイシン明治 1バイアル中 5g (力価) ×10本入

## 【製品情報お問い合わせ先】

Meiji Seika ファルマ株式会社 生物産業事業本部 動薬飼料部  
〒104-8002 東京都中央区京橋二丁目4番16号  
<http://www.meiji-seika-pharma.co.jp/>

## 製造販売元

**Meiji Seika ファルマ株式会社**  
〒104-8002 東京都中央区京橋二丁目4番16号

獣医師、薬剤師等の医薬関係者は、本剤による副作用などによると思われる疾病、障害若しくは死亡の発生又は本剤の使用によるものと疑われる感染症の発生に関する事項を知った場合において、保健衛生上の危害の発生又は拡大を防止するために必要があると認めるときは、上記【製品情報お問い合わせ先】に連絡するとともに、農林水産省動物医薬品検査所 (<http://www.maff.go.jp/nval/iyakutou/fukusayo/sousa/index.html>) にも報告をお願いします。